

【研究ノート】

トマス・アクィナス『悪について』の ルクスリア論

小 笠 原 史 樹*

【ルクスリアの定義】

性や生殖に関する宗教哲学的な研究への準備作業として、本稿は、中世キリスト教神学を代表するトマス・アクィナスを取り上げ、彼が『悪について』(*De Malo*)という著作で展開している「ルクスリア」(luxuria, 淫蕩・淫欲・色欲)をめぐる議論を概観し、若干の検討を加える。

ルクスリアが主題化されているのは『悪について』第15問であるが、第15問は次の四つの項から成る。

- 第1項 あらゆるルクスリアの行為は罪か
- 第2項 あらゆるルクスリアの行為は死に値する罪か
- 第3項 ルクスリアの種類について
- 第4項 ルクスリアは頭になる悪徳か

まず、ルクスリアの定義を確認し、その後、議論の大まかな流れを確認する。

* 福岡大学人文学部准教授

第1項の主文冒頭で、トマスは次のように述べている。

ルクスリアは、節制に反するある悪徳である。〔ルクスリアが節制に反するのは〕性的な接触の喜びに向かう欲望を節制が抑制する、という点についてであり、それはちょうど、飲み食いでの摂取の喜びに関する欲望を節制が抑制する限りにおいて、暴食が節制に反するのと同様である。したがって確かに、ルクスリアはまず、過剰という点で、性的な喜びへの欲望に関するある無秩序を意味する。(De Malo, q. 15, a. 1, c.)¹

最後の一文で、ルクスリアが「性的な喜びへの欲望に関するある無秩序」として特徴づけられている。どのような無秩序 (inordinatio) なのか。この箇所直接「秩序、秩序づけ (ordo)」という言葉は用いられていないが²、この無秩序は、節制の秩序 (節制によって維持される秩序) との対比で理解される。性的な欲望を然るべき程度に抑制する、という節制の秩序づけに反して、抑制を欠いて過剰に性的な喜びを欲する、という無秩序がルクスリアである。³

引用文では暴食 (gula) にも言及されている。暴食が飲み食い (によって得られる喜び) への過剰な欲望であるのに対して、ルクスリアは性行為 (によって得られる喜び) への過剰な欲望である。

ならば、何が過剰で、何が過剰でないのか。詳しくは後述するが、過剰とされるのは「子を作って養育する (generatio et educatio prolis)」という目的の

¹ [] 内は引用者による補足である。以下同様。

² ルクスリアに関連する『神学大全』の議論では「理性の秩序 (ordo rationis)」という言葉が用いられている。本稿註21参照。

³ ルクスリアの過剰さと逆に、性的な喜びへの欲求が少なすぎる場合も悪徳とされる。『神学大全』での説明は次の通り。「人はより多く喜びへと向かう傾向を有するものなるが故に、淫蕩と対照的な悪徳が多くの人において生ずることはないとは言え、然しこうした悪徳は、「快樂に興味を感じない」insensibilitasということのうちに含まれるのである。この悪徳は、妻に対して務めを果たさないほどまでに性の行為を嫌う人において生ずる」(渋谷訳 [1991], p. 43)。

範囲を超えた性行為（への欲望）のことであり、すなわちルクスリアとは、子を作って養育する目的以外での性行為を欲する、という無秩序である。

【議論の流れ①】

以上を踏まえて、『悪について』第15問の議論の流れを確認しておく。

第1項では「あらゆるルクスリアの行為（actus luxuriae）は罪か」が問われる。この箇所では「行為（actus）」という言葉は、「内的な情念（interiores passiones）」や「欲望（concupiscentia）」との対比で用いられており、「外的な行為（exterior actus）」という表現も見られる。「心」という言葉は用いられていないが、心の内側に属する情念や欲望と、そのような情念や欲望から行われる行為とが区別されている、と読める。項のタイトルとしては特に「行為」が問われているが、実際の内容としては、欲望（ルクスリア）と行為（ルクスリアから行われる行為）の両方について論じられている。⁴

この箇所では直接言及されていないものの、上記のような区別に際しては当然、新約聖書『マタイ福音書』の下記の箇所などが念頭に置かれているだろう、と想像される。

「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。しかし、わたしは言うておく。みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである。もし、右の目があなたをつまらずかせるなら、えぐり出して捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に投げ込まれない方がましである。もし、右の手があなたをつまらずかせるなら、切り取って捨ててしまいなさい。体の一部がなく

⁴ “actus luxuriae”を「ルクスリアの行為」と訳しておくが、「ルクスリアから行われる行為」や「ルクスリアに属する行為」と訳すこともできる。以下の引用文にもあるように、ある欲望によってある行為が行われる、という結果もその欲望に属する、とも言われている。あるいは「ルクスリアの働き」と訳し得る可能性もある。

なっても、全身が地獄に落ちない方がましである。」(5章 27-30節、新共同訳)⁵

他人の妻を見る際の「みだらな思い」という情念や欲望と、他人の妻と実際に性的な関係を持つという行為との区別を前提した上で、前者も問題視され得ることが、あるいは、重大な罪である点で前者と後者が必ずしも区別されないことが宣言されている、と、まずは読める⁶。

『マタイ福音書』の上記の箇所、心の中での姦淫と行為としての姦淫とがどちらも問題視されるのと同様に、トマスも、欲望(ルクスリア)と行為(ルクスリアから行われる行為)の両方に無秩序がある(あり得る)ことを指摘する。

ところで、このような無秩序は、内的な情念の中だけでも存在し得るし、〔内的な情念の中だけではなく〕さらに外的な行為そのもの——〔この外的な行為は〕それ自体として無秩序であり、〔外的な行為が無秩序であるのは〕外的な行為を生じさせる無秩序な欲望の故だけではない——においても存在し得る。というのも、喜びへの欲望の故に誰かが、それ自体として無秩序な行為に駆り立てられる、というような結果も、無秩序な欲望に属するからである。(De Malo, q. 15, a. 1, c.)

⁵ 以下では「心の中」と実際の行為との対比だけに論点を絞るが、この「みだらな思いで他人の妻を見る」という表現は、単に心の中の「みだらな思い」だけではなく、「見る」という行為をも問題にしている、という点には注意が必要である。心だけではなく「見る」という行為が問題であるが故に「右の目」を「えぐり出して捨ててしまいなさい」という命令につながる、と読める。あるいは、見ること自体は問題ではないが、見て「みだらな思い」が生じるならば見てはならない、という意味でも読み得る。

⁶ 「既に心の中でその女を犯した」という表現について、「その女を犯した」点で実際の行為と変わらない、と読むのか、未だ「心の中」である点でやはり実際の行為とは異なる、と読むのか、「その女を犯した」と「心の中」のどちらに注目するかで解釈が微妙に変わってくる。文脈上、姦淫は単に行為の問題だけではなく、心もまた問題になる、という宣言として読めるので、やはり「その女を犯した」に注目して読むのが自然ではある。

次の二つの場合が想定されている、と読める。

- A. 内的な情念の中だけに無秩序が存在する場合
- B. 内的な情念の中に無秩序が存在し、かつ無秩序な行為が行われる場合

Aについて、『マタイ福音書』の上記の箇所からは「姦淫への欲望はあるが行為しない場合」などが具体例として挙げられ得るように思われるが⁷、トマスが『悪について』第15問第1項主文で挙げているのは、次のような例である。

ある場合には確かに、〔ルクスリアは〕内的な欲望の無秩序のみを意味する。このことは例えば、慎みのない欲望から自分の妻に近づく〔妻と交わる〕人において示される。というのも、このとき、行為そのものはそれ自体として無秩序なものではないが、〔その行為が〕無秩序な欲望から出てくる、という理由でのみ〔その行為は〕無秩序である。他方、ある場合には、〔内的な〕欲望の無秩序だけではなく、さらに外的な行為そのものの、それ自体としての無秩序も加わる。このことは例えば、夫婦間での行為以外で性器を使うような、あらゆる場合に起こる。(De Malo, q. 15, a. 1, c.)

このテキストに基づいて、AとBについて、それぞれ次のような具体例を挙げることができる。

Aの例：慎みのない欲望から、自分の妻と性行為をする

Bの例：妻以外の女性との性行為を欲し、かつ妻以外の女性と性行為をする

⁷ 『マタイ福音書』の当該箇所への言及は、第2項に見られる。本稿註13参照。

上記の**Aの例**において無秩序なのは、自分の妻と性行為をすること自体ではなく、その行為をもたらし欲望である。子を作って養育する目的以外で性行為を欲することは、たとえ妻との性行為であっても無秩序とされる⁸。他方、**Bの例**においては欲望と行為の両方が無秩序である⁹。

さて、以上のような、心の内側に属する情念や欲望と、そのような情念や欲望から行われる行為との区別に基づき、「あらゆるルクスリアの行為は罪か」という問いに対して次のような答えが出される。

したがって、あらゆるルクスリアの行為は罪であり、その理由は、〔外的な〕行為の無秩序の故か、あるいは〔内的な〕欲望のみの無秩序の故かのいずれかであって、このような〔内的な欲望の〕無秩序が第一に、かつそれ自体として (per se) ルクスリアに属する。(De Malo, q. 15, a. 1, c.)

この「行為 (actus)」を、今までの解釈を維持して、あくまでも欲望と区別された外的なものとして読んでおくならば¹⁰、**Aの例**の行為(自分の妻と性行為

⁸ この箇所でトマスは必ずしも「慎みのない欲望」の内容について詳述していないが、文脈上、このように解釈できる。なお、アウグスティヌス『結婚の善』には、次のような記述も見られる。「結婚による子を生むための性的関係は罪ではない。欲情を満たすためではあるが、配偶者だけの性的関係は閨の信実のゆえに、許される罪である」(岡野訳 [1979], p. 240)。

⁹ 論理的には、次のような四つの組み合わせが考えられることになる。

- ①欲望は無秩序でなく、行為も無秩序でない。
- ②欲望は無秩序であるが、行為は無秩序でない。
- ③欲望は無秩序でないが、行為は無秩序である。
- ④欲望が無秩序であり、行為も無秩序である。

今扱っているのは、②の場合 (= **A**) と④の場合 (= **B**) である。

¹⁰ あるいは“actus”を「働き」と訳し、“actus luxuriae”を「ルクスリアの働き」と訳することも不可能ではない。そして「働き」の内に、いかなる行為をももたらしさないような内的な欲望(例えば、他人の妻への欲望を感じるが、全く行為しない場合など)を含めるならば、行為ではなくその欲望それ自体が「ルクスリアの働き」であり、欲望それ自体が罪である、と言えることになる。しかし、『悪について』第15問第1項で問題となっているのは、あくまでも外的な行為が罪か否か、という問題である、と、当面は解釈して、やはり「ルクスリアの行為(ルクスリアから行われる行為)」と訳しておく。

をする)も**Bの例**の行為(妻以外の女性と性行為をする)も、どちらも罪であることになる。前者の行為が罪であるのは「慎みのない欲望」のみの無秩序の故であるのに対し、後者の行為が罪であるのは、内的な欲望が無秩序であるが故であるのに加えて、さらに行為それ自体も無秩序であるが故である。

【議論の流れ②】

第1項で、あらゆるルクスリアの行為は罪である、と結論された上で、第2項ではその罪の重さ、性質が問われる。あらゆるルクスリアの行為は「死に値する罪 (peccatum mortale)」か¹¹。

Aの例の場合、その欲望の程度が問題となる。その欲望が、神の戒めに反した行動(例えば、他人の妻との性行為)にまで向かう程度のものならば、実際には自分の妻との性行為に留まっているとしても、そのような欲望の故に、この行為は死に値する罪である。ただし、確かに無秩序な欲望による行為であるとしても、神の戒めに反した行動にまでは向かわない程度のものならば、許さ

¹¹ トマスによれば、罪には「死に値する、死に至る、致命的な (mortale)」ものと「許され得る (veniale)」ものとがあり、前者は「大罪」、後者は「小罪」と訳されることがある。以下、『神学大全』第2-2部第88問第1項主文から、関連する箇所を邦訳を引用しておく。「というのも、前述のごとく、罪は靈魂の何らかの病気であるから、或る罪は、上述のごとく、何らかの根源の破壊によって回復不可能な欠陥が生じたことからして「死に到る」 mortalis と言われる病いにたとえて mortale と言われるのである。しかるに、徳にもとづくものであるところの靈的生命の根源は、上述のごとく、究極目的への秩序づけである。それが破壊されたならば、何らかの内的根源によって回復されることは不可能であり、ただ神的力量によってのみ回復されるのであって、この点上述のごとくである。なぜなら、目的へと向けられた事柄における反秩序は、結論に関して生ずる誤謬が原理にふくまれる真理によって訂正されるごとく、目的からして修復されるからである。それゆえに、究極目的への秩序づけは、原理にかかわる誤謬がそうであるように、他の何かより根源的なものによって修復されるということは不可能である。したがって、この種の罪はいわば修復不可能なものとして mortalia と呼ばれるのである。——これにたいして、目的へと向けられた事柄にかかわる反秩序をふくむところの罪は、究極目的への秩序が保持されているかぎり、修復可能である。そしてこれらの罪が venialia と呼ばれる。というのも、罪は前述のように、刑罰に値する罪責——それは罪が終わったときに消滅するものである——が取り去られたときに赦し venia を受けるものだからである。」(稲垣訳 [1998], p. 354)

れる罪である。(cf. *De Malo*, q. 15, a. 2, c.)

他方、**Bの例**の場合は、殺人や窃盗が死に値する罪であるのと同じく、死に値する罪である。

他方、ルクスリアの行為が、行為の無秩序それ自体の故に罪であるならば、すなわち、その行為が子を作り養育することに適合しない、という理由で罪であるならば、私の考えでは、このとき、〔その行為は〕常に死に値する罪である。というのも、次のように考えられるからである。人間の生を奪う (tollitur) 殺人だけでなく、外的な善——これらは人間の生を維持するために秩序づけられている——を奪う (subtrahuntur) 窃盗もまた、死に値する罪である。(…) ところで、人間の精液——精液の内には、人間が可能性として (in potentia) 存在している——は、どのような外的な事物よりも密接な仕方 (Propinquius)、人間の生に秩序づけられている。(…) したがって、精液の放出に関する無秩序は、可能性としての人間の生に関わり、〔現実存在する (あるいは、やがて存在するはずの) 人間の生との関係が、窃盗よりも〕密接である (circa vitam hominis in potentia propinqua)¹²。(cf. *De Malo*, q. 15, a. 2, c.)

殺人や窃盗の罪の重さを前提にした議論になっており、さらに殺人や窃盗に関する議論を参照する必要があるが、詳述は避ける。¹³

¹² Regan 訳は “And so the disorder regarding the emission of semen concerns human life in proximate potentiality” となっており (cf. Regan [2003], p. 427)、“propinqua” を “potentia” の形容詞として読んでいるが、上記の訳では「無秩序 (inordinatio)」の形容詞として読んだ。

¹³ 『マタイ福音書』5章への言及が、第2項の第15異論、第2反論、第15異論への解答に見られる。第2反論では「他人の妻を見ること」がルクスリアの行為であり、死に値する罪とされているが (cf. *De Malo*, q. 15, a. 2, sed contra 2)、第15異論と第15異論への解答では、(他人の妻との性行為を求めるような) 欲望によって心が快感を覚えた (titillata) 場合の、この快感 (titillatio) はルクスリアの行為ではあるが、究極目的へ向

第3項では、ルクスリアの「種類 (species)」として、次の六つの行為（無秩序な外的行為で、死に値する罪）が挙げられている。¹⁴

その行為から子を生むことが帰結し得ない場合：

自然に反する悪徳 (vitium contra naturam)¹⁵

かう秩序が失われない場合（無秩序な欲望による行為であるとしても、神の戒めに反した行動にまでは向かわない程度にその欲望が留まっている場合）には死に値する罪ではない、とされている (cf. *De Malo*, q. 15, a. 2, ob. 15 et ad 15)。前者では「見る」という行為が問題になっているのに対し、後者では快感が「行為」と呼ばれている。『マタイ福音書』の当該箇所を心のみの問題として捉えることにも、「行為」を心の外のものとして捉えることにも、おそらく限界がある。

¹⁴ 『神学大全』の並行箇所として、第2-2部第154問第1項「淫蕩の六つの種類は、適切な仕方では挙げられているか」主文から引用しておく。

「然るに、性の行為の素材が正しい理に合致しえないのに二通りの場合がある。一つは、性の行為の目的に背馳するためである。この場合、子供が生まれることが妨げられるかぎり「自然本性に反する悪徳」が存在するのであって、これは、子供が生まれることがそこから生じてくることの不可能な、すべての性の行為において存在するものである。——他方、生まれる子供の然るべき教育や育成が妨げられるかぎり「単なる姦淫」が存在するのであって、これは結婚によって結ばれていない男女の場合におけるものである。

いま一つは、そこにおいて性の行為がなされる対象・素材が、他の者との関連において正しい理に合致するものでありえない場合である。そして、これには二通りの場合がある。第一には、男性が交わるところの女性自身の側からであり、すなわち、その女性に対して当然払われるべき尊敬の念が失われることによる。この場合、「近親姦」が存在するのであって、これは、血縁もしくは姻戚関係によってつながりのある女性を犯すことにおいて成立する。——第二には、その女性を支配している者の側からであり、もし女性が夫の支配のもとにいるのであれば、「姦通」が存在する。これに対して、もし女性が父親の支配のもとにいるのであれば、暴力が用いられていない時には「処女凌辱」が存在し、暴力が用いられる時には「処女略奪（強姦）」が存在する。

ところでこれら淫蕩の種類は男性よりも、むしろ女性の側から分かたれている。性の行為において女性は受動者、その対象・素材として、男性は能動者たる位置にあり、然るに上述のごとく、先に挙げられた淫蕩の諸々の種類は性の行為の対象・素材の相違に基づいて定められるものだからである」(渋谷訳 [1991], pp. 54-55)。

¹⁵ 『神学大全』第2-2部第154問第11項「性における人間の本性に反する悪徳は、淫蕩の一種であるか」主文における説明を引用しておく。「性の行為が不正になるということは、二通りの仕方では生じうる。一つは、正しい理に反するからであり、これは淫蕩のすべての悪徳に共通である。いま一つは、更にそれに加えて、人間という種にふさわしい、自然本性的な性の行為の正常な状態に反するからである。こうしたものが、「本性に反する悪徳」と言われる。このことは多くの仕方では起こりうる。第一には、全く男女の性の交わりなしに、性の快楽のために射精がなされる場合である。これは汚れ *immunditia* という罪に属するものであり、或る人々はそれを「自慰」 *mollities* と呼んでいる。——第二には、同じ人間という種に属さないものとの性の行為による。これは、「獣姦」

その行為から子の然るべき養育が帰結し得ない場合：

私通 (fornicatio) (独身の男性と独身の女性の性行為)¹⁶

近親姦 (incestus)

処女を汚すこと (stuprum) (結婚外での処女との性行為)¹⁷

bestialitas と呼ばれる。——第三は、使徒が『ローマ人への書翰』第一章で述べているごとく、例えば男性どうし、或いは女性どうしのように、正しくない性の相手との行為による場合である。これは、「ソドム人の罪・同性愛」と言われる。——第四は、正しくない身体の器官を用いる限りにおいて、或いはその他の変態的で獣のような性の交わりの仕方を行う限りにおいて、自然本性的な性の行為の在り方から外れている場合である」(渋谷訳 [1991], p. 92)。

¹⁶ 渋谷訳では「姦淫」と訳されているが、『カテキズム』に従って「私通」と訳した。「姦淫」という訳語は『マタイ福音書』当該箇所印象が強く、既婚女性との関係を示して使われることが多い、と感じられるからである。「姦淫するな」という聖書の言葉はラテン語訳で「Non moechaberis」となっており、「姦通者、姦夫 (moechus)」に通じる。やはり既婚女性との関係が連想される。

ただし、「私通」という言葉の持つ若干の「軽さ」にも注意が必要である。『カテキズム』では次のように説明されている。「私通とは、結婚していない男女の性交のことです。私通は、人間の尊厳と、本来は夫婦の幸せならびに子供の出産と教育とを目的とする人間の性の尊厳とに甚だしく背くものです。青少年を墮落させるならば、さらに重大なつまずきの罪を加えることとなります」(カテキズム [2002], p. 683)。『カテキズム』では、この項目とは別に「売(買)春」に関する説明があり、「私通」は「売(買)春」以外の性行為を指しているように読めるが、『神学大全』の説明などを参照する限り (cf. 渋谷訳 [1991], pp. 56-63)、トマスの言う“fornicatio”はむしろ「娼婦」との関係が念頭に置かれているように読める。後述する“stuprum”と区別して「単なる姦淫」とは「淫売婦といった類の(すなわち、既に処女でない女性)」との性の行為である」と説明されることもある (cf. 渋谷訳 [1991], p. 75)。『神学大全』当該箇所では旧約聖書『ホセア書』1章2節、「行け、淫行の妻をめとり／淫行による子らを受け入れよ (Vade, sume tibi uxorem fornicationum, et fac filios fornicationum)」(新共同訳)に言及されているが、この「淫行の妻」は「娼婦」を指している。この点を踏まえるならば、“fornicatio”には「淫行」という訳語の方がふさわしい。

なお、『神学大全』では“fornicatio simplex”という表現が用いられている。渋谷の説明は次の通り。「淫蕩の種として挙げられる「単なる姦淫」は、結婚によって結ばれている女性以外との不正な性交であって、特に淫売婦や寡婦等との性交を意味する(…)。ところで淫蕩の他の種には、不正な性交という醜悪さと他の醜悪さが複合している。例えば「姦通」の場合には、不正な性交と、その対象たる女性の夫に対してなされた害悪が複合している。更にまた、「処女凌辱」の場合には、不正な性交と、その対象たる女性の父親に対してなされた害悪が複合している。これに反して「単なる姦淫」の場合には、不正な性交という醜悪さが見出されるだけである(…)。トマスが特に「単なる姦淫」simplex fornicatio と呼ぶ所以もここに存する」(渋谷訳 [1991], p. 340)。

¹⁷ “stuprum”は「不正な仕方での処女を摘みとること (illicita defloratio virginum)」と説明されている。渋谷訳では「処女凌辱」、Regan 訳では“seduction of a virgin”と訳されている。

姦通 (adulterium) (他人の妻との性行為)

略奪 (raptus) (父親の庇護下にある娘を誘拐することなど)¹⁸

第4項では、ルクスリアが「頭になる悪徳 (vitium capitale)」である、とされる。この「頭になる (capitale)」は「頭 (caput)」に由来し、他の様々な悪徳・罪を生み出す「頭」になるものが「頭になる悪徳」と呼ばれる¹⁹。「性の

『神学大全』の並行箇所では“stuprum”が、性行為をした女性とその父親の両方を害するものとして説明されている。「淫蕩は性に関する罪であり、然るに父親の監督のもとにある処女の場合、もし犯されるならば、或る特別の害悪が生ずる。一つは娘の側に対してであり、前もって結婚の取り決めをすることなしに身を汚されることによって、彼女はその後法律上正当な結婚を妨げられ、娼婦の道へと転落させられる。(…) いま一つは父親の側に対してであり、父親は娘の監督について責任を持つ」(渋谷訳 [1991], p. 75)。

次に出てくる“raptus”との区別がやや難しい。暴力を伴わない場合を“stuprum”、暴力を伴う場合を“raptus”と区別できればわかりやすいし、先の註で引用した『神学大全』にそのような区別も見られるが、同じく『神学大全』に「略奪が処女凌辱と同時に行われるのは、或る人が処女を不正に犯すために暴力を用いる場合である」(渋谷訳 [1991], p. 78) とあるように、暴力を伴う場合も“stuprum”と言われる。したがって当面、暴力の有無にかかわらない、結婚外での処女との性行為、と解しておく。

¹⁸ 渋谷訳は「処女略奪」。しかし、『神学大全』では次のようにも述べられており、「処女」という限定は不適切か、少なくとも不要であるように思われる。「然し略奪が、処女凌辱ということなしに見出されることもある。例えば、人が未亡人や既に処女を失った娘を略奪する場合である」(渋谷訳 [1991], p. 79)。Regan 訳は“rape”となっているが、「彼女が、父親の家から暴力によって奪い去られることに同意している時」や「たとえ暴力によって両親の家から強奪されたとしても、(…) 彼女の意志に基づいて処女を失う場合」なども“raptus”に数えられており (cf. 渋谷訳 [1991], pp. 78-79)、やはり「略奪」という訳が適切であるように思われる。

¹⁹ “capitalia (peccata / vitia)” が「罪源」と訳されることもある。『神学大全』第2-1部第84問第3項「傲慢と金銭欲のほかにも罪源と呼ばれるべき他の特別な罪があるか」主文から引用しておく。「(罪) 源 capitale は「頭」caput から来ている。しかるに、頭は本来的にいて動物全体の根源 principium であり、指導的 directivum であるところの、動物の或る身体部分である。ここからして、比喩的にはすべての根源が頭と呼ばれ、指導し、統治するところの人々もまた他の者どもの頭と呼ばれる。それゆえに、死罪・罪源 vitium capitale は一つの仕方では本来の意味で解された頭からしてそう名付けられている。そして、この意味では断首でもって罰せられるところの罪が死罪・罪源と呼ばれるのである。しかし、ここでわれわれはこの意味での死罪・罪源 capitalia peccata に関わっているのではなく、もう一つの仕方で、つまり比喩的に他者の根源もしくは指導者を意味するかぎりでの頭からして名付けられたかぎりにおいての罪源 peccatum capitale に関わっている。そして、この場合は他の諸々の悪徳の起源であるかぎりでは罪源と呼ばれるのであり、とりわけ目的原因としての起源 (…) であることに即して、他の諸々の

喜びがルクスリアの目的であるが、この喜びは身体的な喜びの中で最大のものである。したがってルクスリアは、頭になる悪徳と見なされなければならない」(De Malo, q. 15, a. 4, c.)。

ルクスリアを頭として、八人の娘 (filiae) が生まれてくる、とされる。

心の視界不良 (caecitas mentis)

考えのなさ (inconsideratio)

気まぐれ (inconstantia)

軽率 (praecipitatio)

自己愛 (amor sui)

神への憎しみ (odium Dei)

現世への愛着 (affectus praesentis saeculi)

来世への絶望 (desperatio futuri saeculi)

要するに、あらゆるルクスリアの行為は罪であるが (第1項)、死に値する罪になる場合とならない場合があり (第2項)、外的な行為としては六つの種類があって (第3項)、そしてルクスリアは頭になる悪徳である (第4項)、とされる。

悪徳がそれから出てくるかぎりにおいてである。したがって、罪源はたんに他の罪の根源であるのみではなく、それらを指導し、或る意味では統率する者でもある。というのも、目的として位置づけられるところの技術もしくは習慣はつねに目的へと秩序づけられた者どもの根源であり、また後者に命令するからである」(稲垣訳 [1998], pp. 285-286)

同様に、『カテキズム』でも「罪源」という訳語が用いられている。「罪源と呼ばれるのは、他の罪や他の悪徳を生み出すものだからです。それは、高慢、物欲、ねたみ、憤怒、貪食、色欲、怠惰の七つです」(カテキズム [2002], pp. 556-557)。この七つが、いわゆる「七つの大罪」にあたる。ただし、「死に値する罪」としての「大罪」は数多く、七つに限られない。

【トマスの主張の検討】

以上のような議論の流れを踏まえて、改めて第1項に戻り、トマスの主張を部分的に検討してみる。

なぜルクスリアの行為は罪なのか。秩序に反する、無秩序であるなどの理由が挙げられているが、当面、この点は受け入れておくことにしよう²⁰。

さて、一体どのような秩序に、ルクスリアの行為は反するののか。先に引用した「このことは例えば、夫婦間での行為以外で性器を使うような、あらゆる場合に起こる」に続けて、次のように述べられている。

このような〔夫婦間での行為以外で性器を使うような〕あらゆる行為が、それ自体として無秩序であることは、〔義務として〕課された目的に適合しないような、そのような人間のあらゆる行為が無秩序であると言われる、という点から明らかである。例えば、もし身体の健康に適合しないならば、食べることは無秩序である。食べることは身体の健康を目的として、それに対して秩序づけられているからである。ところで、性器を使う目的は、子を作って養育することにある（*generatio et educatio prolis*）。したがって、子を作ることに適合せず、子を然るべく養育することにも適合しないような、そのような仕方先述の器官〔性器〕を使うことはすべて、それ自体として無秩序である。（*De Malo*, q. 15, a. 1, c.）

人間の行為には特定の目的が課されており、その目的に適合しないような行

²⁰ ある行為について、その行為を行い得る／行い得ないこと、その行為を実際に行う／行わないこと、その行為を行うべきである／行うべきでないこと、という三つの次元が、とりあえず区別され得る。例えば、Aという行為について「Aを行ない得るが、Aを行うべきではないため、Aを実際に行うことは罪である」と述べるとき、この一文は三つの次元を「一つの次元」で扱っている。このような「一元化」がどのような枠組み、どのような前提で可能になるのか、という点がおそらく問われ得るだろうし、関連して「秩序」という概念の「役割」が問われ得る。

為は無秩序である、という前提がある。

性器を使う目的として、

目的①：子を作ること (generatio)

目的②：子を（然るべき仕方）で）養育すること (educatio)

という二つが挙げられている。

課されている目的に適合する限り、その行為は無秩序ではなく、罪ではない。したがって性行為も、子を作って養育する、という目的に適合する場合には、罪ではない²¹。

続けて、まず目的①について、次のように述べられる。

ところで、〔一人の〕男性と〔一人の〕女性との結合以外で前述の器官〔性器〕を用いる行為はどのようなものでも、子を生むのにふさわしくないことは明らかである。(De Malo, q. 15, a. 1, c.)

²¹ 『神学大全』第2-2部第153問第2項「或る性の行為が罪なしに存在することができるか」主文では、「理性の秩序づけ」という言葉が用いられて、次のように述べられている。「人間の行為における罪とは、「理性の秩序づけ」ordo rationis に反するところのものである。然るに、「理性の秩序づけ」は、どんなことがらを適切にその目的へと秩序づけるものである。それゆえ、もし理性によって人間が、適切な仕方や適切な秩序づけにおいて、或るものどもを、それらが向けられている目的のために用いるのであれば、かの目的が真に善なるものであるかぎり、罪ではない。ところで、ちょうど個人の身体的な本性が保存されるということは真に善であるごとく、同じくまた、人間という種の本性が保存されるということも或る卓越した善である。然るに、一人の人間の生の保存へと、食物を食べる行為は秩序づけられており、同じくまた、人類全体の保存へと、性の行為は秩序づけられている。アウグスティヌスが『結婚の善について』のなかで、「食物が個人の保存に対する関係は、性交が人類全体の保存に対する関係と同じである」と述べる所以である。それゆえ、食物を食べる行為が、もし身体の保存に適合するところに従いつつ、然るべき仕方や然るべき秩序づけにおいて行われるのであれば、罪たることを免れて存することができるごとく、同じくまた、性の行為も、もし子供を生むという目的に適合的であるところに従いつつ、然るべき仕方や然るべき秩序づけにおいて行われるのであれば、あらゆる罪を免れて存することができる」(渋谷沢 [1991], pp. 38-39)。

第3項でルクスリアの種類として挙げられた「自然に反する悪徳」が具体例となる。

目的①だけに注目するならば、結婚外でも、子を作るための性行為であれば問題ないことになるだろう。しかし、さらに目的②が考慮されなければならない。

さらに、結婚の法の外での男性と女性の結合はすべて、子を然るべく養育することに不釣り合いである。というのも、結婚の法が定められたのは、行きずりの性交を妨げるためであり、行きずりの性交は、〔特定の男性の〕子であることの確実さを損なうからである。もしどの男性も、どの女性にでも見境なく近づく〔交わる〕ことができ、その女性が彼だけ〔との性交〕に制限されないならば、〔特定の男性の〕子であることの確実さは失われて、その結果として、息子たちの養育に関する父親の配慮も失われることになる。これは、人間の本性に適合するところに反する。人間は本性的に、〔特定の男性の〕子であることの確実さに配慮し〔不安になり〕、そして〔自分の子であることの確実さを根拠に〕、自分の息子たちの養育に配慮するからである。

このことは母親たちよりも、父親たちにより深く関わる。理由は次の通り。母親たちに課されるのは、幼児期の養育である。他方、その後は父親たちに、人生の全体にわたって息子を養育し、彼を導き、彼を豊かにすることが課される。ところで、他の動物たちにおいても次のようなことが見られる。生まれた子たちを〔一匹・一羽・一頭の〕雄と〔一匹・一羽・一頭の〕雌が共同で養育することが必要であるような、そのような動物種においても、そこに行きずりの性交は存在せず、〔交尾と〕同時に巣を作るようなあらゆる鳥において示されるように、〔一匹・一羽・一頭の〕雄を特定の雌に限定する仕方です〔性交が行われる〕。

したがって、次のことは明らかである。行きずりの性交を妨げる結婚の法の外での、男性と女性の結合はすべて、それ自体として無秩序である。

(*De Malo*, q. 15, a. 1, c.)

目的①に関する議論に比べて、上記の議論はよりプラグマティックであり、したがって直ちに、プラグマティックな反論が可能となる。

なぜ結婚外の性行為は目的②に適合しないのか。ポイントは二つある。

目的②への不適合①：子の父親が特定できなくなる

目的②への不適合②：不適合①の結果、子の養育に父親が配慮しなくなる

不適合①については、次のような反論が可能である。仮に結婚外での性行為であっても、その女性と関わりを持つ男性が一人に限定されていれば、子の父親を特定することができる。避けるべきは、同時期に複数の男性がその女性と関わりを持つことのみであり、結婚外の性行為すべてを否定する必要はない。また、現在の DNA 型の鑑定技術などを用いるならば、性行為の段階でいかなる制約も設けることなしに、子の生物学的な父親を特定することも可能である。

不適合②については、二種類の反論が可能である。第一に、仮に子の父親が特定できなくても、「父親」が子の養育に配慮しなくなる、とは限らない²²。逆に、

²² トマスは『神学大全』で次のようにも述べているが、やや文脈が異なるかもしれない。「たとえ、姦淫 [= 私通 (fornicatio)] によって或る女性と性的関係にある男性が子供の育成に十分に配慮することがあるとしても、姦淫が大罪であることには変わりはない。法の定めのうちにくまられるものは、一般的に起こることがらに基づいて判断されるのであって、或る特殊な場合に起こりうるものがらに基づいて判断されるのではないからである」(渋谷訳 [1991], p. 60)。結婚外での性行為によって生まれる子について、男性が配慮する場合があるとしても、それは「特殊な場合」でしかない、と読める。この文章だけでは、子の父親がこの男性であると特定されているのか(したがって問題は、単に「結婚外」という部分のみにあるのか)、あるいは特定されていないのか、判断できない。

その子の父親であることが確実でも、その父親が子の養育に配慮する、とも限らない。第二に、子の養育に父親の配慮が絶対に必要なのか、という点も問われ得る。総じて**不適合②**は、子の育成や家族の在り方に関する、かなり限定されたイメージや価値観を前提しており²³、その限定が取り除かれた時点で説得力を失う。「子育て」や家族の在り方は多様であり得る、と述べるだけで、**不適合②**を無視するには十分である。

ただし、以上のような反論が示しているのは単に、トマスの主張をそのまま現代の議論として用いることは難しい、というだけのことでしかない。哲学史・思想史研究として、あるいは思想史を踏まえた哲学研究として重要なのは、このようなトマスの主張に見られる「発想」を取り出し、その発想によって現行の諸議論を相対化することであるように思われる。

この点は今後の課題であり、本稿は未だ、そのための準備を僅かに為し得たにすぎない。

参考文献

トマス・アクィナスのラテン語原典はマリエッティ版を用いた。他の参考文献は下記の通り。

稲垣訳 [1998]：トマス・アクィナス『神学大全 第12冊』、稲垣良典訳、創文社、1998年

岡野訳 [1979]：アウグスティヌス「結婚の善」、岡野昌雄訳、『アウグスティヌス著作集7：マニ教論駁集』所収、教文館、1979年

渋谷訳 [1991]：トマス・アクィナス『神学大全 第22冊』、渋谷克美訳、創文社、

つまり一般的に、結婚していない女性との間に自分の子が生まれても配慮しない、という話なのか、結婚していない女性との間に生まれる子供は自分の子かどうかわからないので配慮しない、という話なのか、定かではない。

²³ この点については、当時の「子育て」の在り方や財産分与の慣習・法律などに関する、中世史の先行研究を参照する必要がある。

1991 年

カテキズム [2002] : 『カトリック教会のカテキズム』、日本カトリック司教協議会教理委員会訳・監修、カトリック中央協議会、2002 年

Regan [2003] : Thomas Aquinas, *On Evil*, translated by Richard Regan, Oxford : Oxford University Press, 2003.

※付記：本稿は、2019 年 9 月 22 日に九州産業大学で開催された「宮野真生子さんに捧げるシンポジウム——淫蕩の哲学に淫してみる」での提題と配布資料に基づく。